

2017 年 3 月 16 日

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会

事務局長 山本 健二

政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、フード連合は、下請等中小企業の取引条件の改善に向けて、不公正な取引慣行を是正する取り組みを行っています。今年に入り、すでに 3 件の下請代金支払遅延防止法（以下「下請法」という。）の違反行為に対して公正取引委員会から 3 件の勧告が出されています。政策情報 No. 4 でその内容についてお知らせ致します。

## フード連合／政策情報 No.4

公正取引委員会から、卸売業者・弁当販売業者に対して  
下請法違反（「下請代金の減額禁止」「返品禁止」）  
勧告が出されています。

### 1. 下請法違反 勧告の具体的事例

① 化粧品、日用品等の卸売業者（2017 年 3 月 7 日） ・ 下請代金の減額（総額 1501 万 6075 円）
② 弁当等の販売事業者 2017 年 3 月 2 日 ・ 下請代金の減額（総額 3160 万 8872 円） ・ ある食材を使用する弁当等の販売が終了したことを理由として、その食材を引き取らせていた。返品した食材の下請代金相当額は総額 251 万 9315 円。
③ 医薬品、日用品、化粧品等の卸売業者 2017 年 2 月 23 日 ・ 下請代金の減額（総額約 1 億 1557 万円）

### 2. フード連合の対応

食品・小売卸売業界においても昨年 8 月 25 日、下請事業者「開店時販促費」「カラー写真台帳制作費」等の名目で下請代金（総額約 6 億 5000 万円）を減額したとして、ファミリーマートが勧告を受けています。下請法は、発注時に決めた下請代金について、納期遅れなどの理由がある場合を除いて、発注後の減額を禁止しています。

また、労働関係でも、大変痛ましいことに、今年 2 月に福井県の大手電機メーカーの工場に勤めていた下請会社の従業員が過労死により、労災認定されました。

下請等中小企業の取引条件の改善に向けて、製造業者・納入業者自らも従来からの商慣行にとらわれず、公正に毅然とした態度で取り組む必要があります。

政策情報 No2（「下請等中小企業の取引条件の改善に向けて」）でお伝えしたとおり、下請法運用基準の改正等を契機として、今一度、関係する業者間との取引が適正な取引となっているかチェックを行い、下請事業者配慮した取引をお願いいたします。不公正な取引でお困りでしたら、フード連合政策局（TEL03-6435-2884）までご一報下さい。

フード連合は、引き続き取引慣行の是正及び下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取り組みをすすめていきます。



以上